

令和6年度学校業務改善伴走型支援業務 仕様書（案）

1 業務名

令和6年度学校業務改善伴走型支援業務

2 目的

学校が自発的・主体的に働き方改革を進めることができるよう、外部コンサルタントを活用した伴走型支援を行うとともに、教育委員会職員向けの研修を行うことにより、教育委員会が学校への伴走型支援を持続的に行うことを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

4 業務内容

(1) 実施校（小学校3校、中学校3校、県立学校2校）への個別伴走型支援

ア 各実施校において、実効性のある業務改善活動が実践できるよう、業務改善の計画から実行までの学校の実情に応じた助言や具体的な業務改善提案等の個別伴走型支援を行う。

イ 個別伴走型支援を受けた学校が、次年度以降も自ら業務改善に取り組むことができるよう助言する。

(2) 市町村、学校及び保護者等を対象とした研修会等の開催（合計4回程度）

ア 学校の業務改善への支援に関する知見を得られるよう、市町村教育委員会に対して、学校に対する個別伴走型支援の事例紹介等の講演を行う。

イ 学校が、自発的・主体的に業務改善を進めることができるよう、県内公立学校の教職員を対象に、業務改善に必要な力や進め方等に関する研修会を実施する。

ウ 学校における働き方改革の理解と協力を求めるため、保護者等を対象に講演を行う。

(3) 教育委員会職員への研修

教育委員会の職員が、学校に対し伴走型支援を持続的に行うことができるよう、必要となる知見等を教授するための研修を行う。

(4) その他

(1) から (3) に係るもの以外に、企画提案競技において提案された内容のうち、発注者が受注者に実施を依頼するもの。

5 業務実施体制

受注者は、本業務に必要な人員を配置・確保し、契約後速やかに責任者及び担当者等を発注者に書面により報告すること。なお、報告した内容に変更が生じた場合

にも同様に、速やかに書面により申し出るものとする。

6 権利関係

本業務において生じる全ての著作権は、青森県（教育委員会）に帰属する。

7 再委託

本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ発注者に書面により承諾を求めるとともに、「5 業務実施体制」により報告する書面に記載すること。ただし、本業務の全部を第三者に委託することはできない。

8 成果物

実施校における事例を他校での実践に活かすため、「4（1）実施校への個別伴走型支援」における取組内容及び効果等を取りまとめたレポートを作成し、令和7年3月21日までに、紙媒体1部及び電子データを提出すること。

9 その他

- (1) 受注者は、本業務について発注者と速やかに連絡調整できる体制づくりに努めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。